

## 労働安全衛生関係の一部の手續の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要



ぜひ電子申請をご利用ください！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui/te/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/den/shishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsui/te/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/den/shishinsei.html)

【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部健康安全課 電話：043-221-4312

## 令和6年度 全国安全週間について

【本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日】

スローガン **危険に気づくあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第97回を迎えます。

### 実施者たる事業主の実施事項（主なもの）

詳細な「実施事項」については千葉労働局や中央労働災害防協会のホームページでご確認ください。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
  - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥ 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進として、安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施
  - ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業などそれぞれの特性に応じた労働災害防止対策の実施
  - ③ 業種横断的な労働災害防止対策として、転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等他者に作業を行わせる場合の対策等の実施

【お問い合わせ先】 千葉労働局労働基準部健康安全課 電話：043-221-4312